

Business News

第192号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「企業に求められるマイナンバー制度の実務対応」の第5回目として、牛島総合法律事務所・影島広泰弁護士・薬師寺怜弁護士に寄稿いただきました。

企業に求められる「マイナンバー制度」の実務対応（5）

最終回となる第5回は、民間企業で必要となるマイナンバー法対応3ステップ（(1)個人番号を収集し、(2)適切に保管し、(3)帳票に出力して行政機関等に提出する）のうち、(3)行政機関等への提出について解説した上で、今後の対応スケジュールについて説明します。

1. 行政機関等への提出に際する注意点（委託の取扱い）

民間企業は、2016年1月以降、順次、税および社会保険関係の帳票に個人番号・法人番号を記載した上で、行政機関等に提出することになります。これら帳票の作成や提出の事務そのものは、基本的には従前の対応と変わるものではありません。

ただし、帳票の作成等を会計事務所や社労士事務所等に委託するケースも多いと思いますが、マイナンバー法では、委託をする場合、委託先に対する「必要かつ適切な監督」を行うことが義務づけられているため注意が必要です。具体的には、(1)委託先を適切に選定し、(2)安全管理措置に関する委託契約を締結し、(3)委託先における特定個人情報の取扱い状況を把握することが必要となります。

2. 今後のスケジュール

個人番号は、2015年10月5日から付番が始まります。その後、年末調整の際、11月頃から2016年1月にかけて、従業員が「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を会社に提出します。同申告書には、従業員本人と控除対象配偶者・扶養親族（「扶養親族等」）の個人番号を記載する欄があります。したがって、一般的には、同申告書により、従業員と扶養親族等の個人番号の収集が完了します。その後は、順次、行政機関に提出する書面に個人番号を記載していきますが、従業員と扶養親族等の個人番号がまとめて必要になるのは、2016年の年末調整で作成し2017年1月に提出する源泉徴収票からです。

したがって、とにかく「平成28年分 扶養控除等（異動）申告書」で本人確認（第2回のパターン1+3）を行って個人番号の提供を受けることができるよう、今年の年末調整までに業務フローを構築することが重要です。人事給与のシステムへの

対応すべき時期	民間企業が対応すべき内容
～2015年8月末頃	個人番号の収集の業務フロー構築 情報管理体制の整備
～2015年9月末頃	社内教育
2015年10月5日～11月中旬	番号通知
～2016年1月	扶養控除等（異動）申告書の提出
2016年1月～年末	人事給与システムへの個人番号の登録
2016年末頃	年末調整の際に源泉徴収票に記入

登録は、その後、約1年をかけて行い、2016年の年末調整までに対応できていれば間に合うはずですが。

3. 終わりに

万が一個人番号を流出させてしまうと（特に番号流出「第1号」の場合）、大きく報道され、企業にとって著しく不名誉な事態になることが想像に難くありません。民間企業においては、十分な準備を行った上でマイナンバー法施行を迎えられるよう、早めの対応を心がけていただければと思います。

（牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰、薬師寺怜）